

# 行政減量・効率化有識者会議ヒアリング説明資料

(独立行政法人 日本学生支援機構)

平成20年11月19日

文部科学省

# 目 次

## 1. 奨学金事業について

- 奨学金事業の概要と貸与金の状況……………1
- 奨学金事業の資金の流れ(平成20年度予算)……………2
- 機構における運営経費……………3

## 2. 延滞債権について

- 奨学金事業の回収状況……………4

## 3. 回収強化策について

- これまでの取組と効果……………5
- 抜本的な回収に向けた更なる取組……………6
- 今後の抜本的な回収強化策……………8
- 奨学金の返還確保のための抜本的な対策……………9
- 個人信用情報機関の活用……………10

### 【参考資料】

- 日本学生支援機構の概要について……………11
- 独法整理合理化計画(H19.12.24:閣議決定)を受けた取組の進捗状況……………12

# 奨学金事業の概要と貸与金の状況

## ○ 奨学金事業の概要

### 平成21年度概算要求

貸与人員：128.6万人（6.7万人増）  
事業費総額：9,867億円（562億円増）

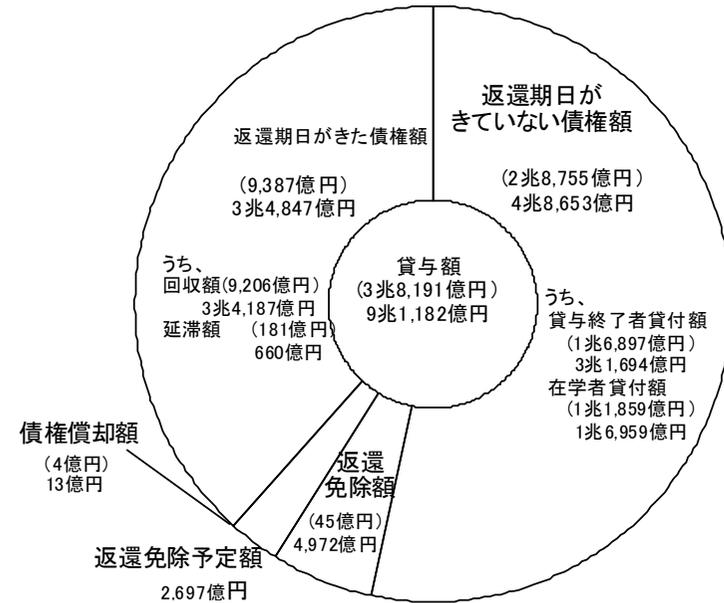
区分	無利子奨学金事業	有利子奨学金事業
貸与人員	47.9万人（1.1万人増）	80.7万人（5.7万人増）
事業費	2,835億円（42億円増）	7,032億円（520億円増）
うち一般会計・財政融資資金	（政府貸付金及び高等学校等奨学金事業交付金） 1,061億円（25億円増）	（財政融資資金） 6,202億円（1,661億円増）
対象学種	大学・短大、高専、大学院、 専修学校専門課程 ※高等学校・専修学校高等課程は平成17年度 入学者から順次都道府県へ移管	大学・短大、高専（4・5年生）、大学院、 専修学校専門課程
貸与月額	学生が選択 （私立大学自宅外通学の場合）3、6、4万円 ※下線部は新たな貸与月額	学生が選択 （大学等の場合）3、5、8、10、12万円
貸与基準	学力 ①高校成績が3.5以上 ②大学成績が学部内において 上位1/3以内	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な 能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生
	家計 998万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】	1,344万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】
返還方法	卒業後20年以内	卒業後20年以内（元利均等返還）
貸与利率	無利子	上限3%（在学中は無利子） 学生が選択（利率は平成20年10月現在） 利率見直し方式：利率固定方式 （5年毎）1.0% 1.6%

※無利子奨学金事業には高等学校等奨学金事業交付金分（291億円、12.6万人相当）を含む。

（参考：平成20年度採用者の金利選択の状況）

利率見直し方式：4.4千件（15.4%）、利率固定方式：24.3千件（84.6%）

## ○ 現在までの貸与金の状況（昭和18年度から平成19年度までの累計）



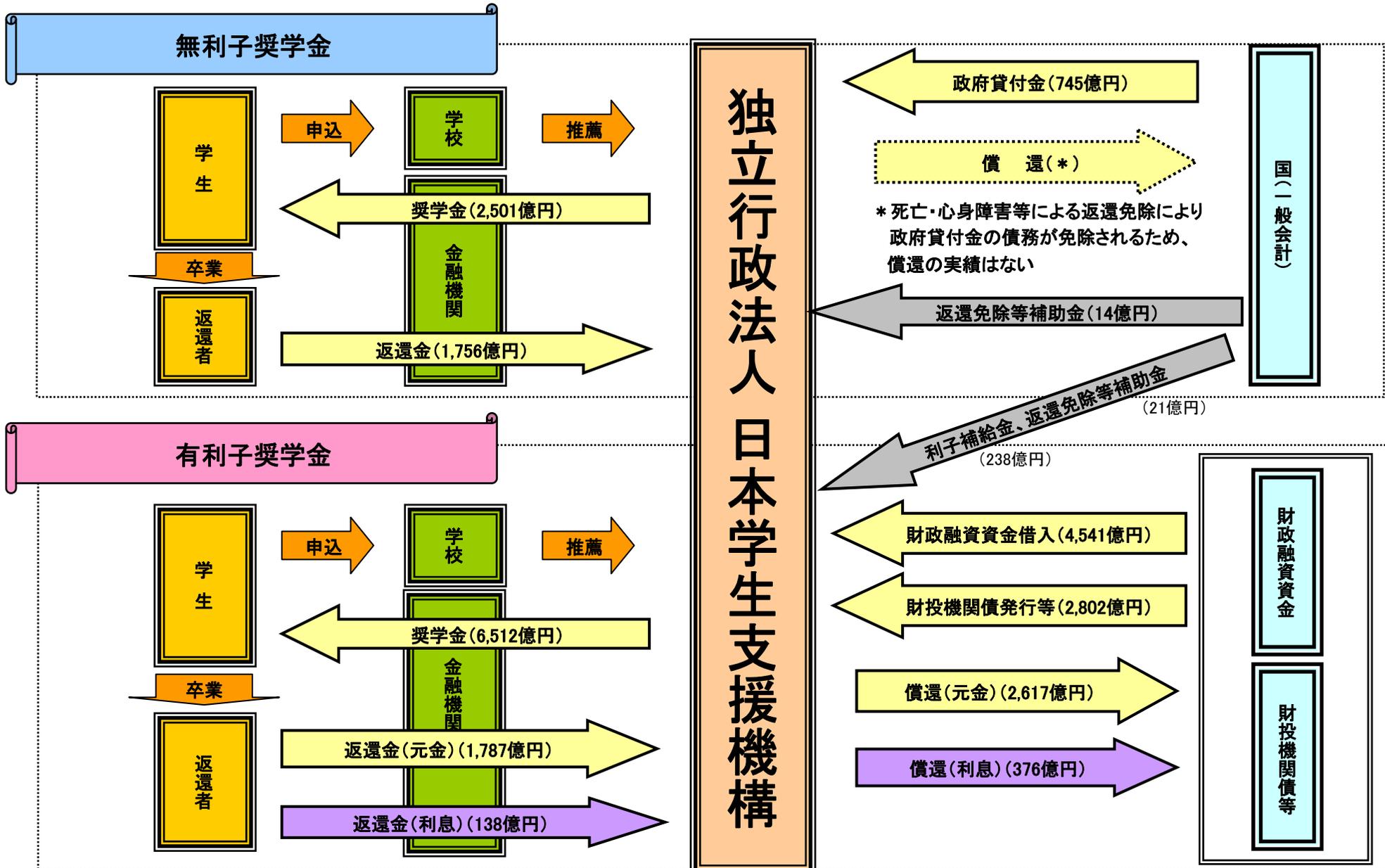
（注）・（ ）内は、有利子貸与で内数である。  
・延滞額には、旧日本育英会時代から継続している債権を含む。

## ○ 現在の貸与金の状況（平成19年度末現在）

- ・総貸与残高(A)：5兆2,010億円（3,681千人）
  - 〔無利子：2兆3,073億円（1,930千人）〕
  - 〔有利子：2兆8,937億円（1,751千人）〕
- ・リスク管理債権額(B)：2,253億円（200千人）
  - 〔無利子：1,139億円（138千人）〕
  - 〔有利子：1,114億円（62千人）〕
- （うち返還期日きた債権額：645億円（200千人））
- (A)に占める(B)の割合：4.3%

（注）リスク管理債権額とは、返還期日を3ヶ月以上経過して延滞している債権の貸付元金残高であり、返還期日がきていない債権額を含む。

# 奨学金事業の資金の流れ(平成20年度予算)



※無利子奨学金事業には、上記のほかに平成17年度入学者から都道府県で実施している高等学校等奨学金事業交付金分(291億円)がある。

# 機構における運営経費

	21年度 要求額	(前年度 予算額)
学資金貸与事務処理費	295 百万円	(280百万円)

募集案内・申込書・奨学生のしおりなどの募集・申請・貸与に必要な各種書類の作成。

申込書の発送など大量定型的業務の外部委託や、各大学で実施する奨学生を対象とした返還説明会等の実施。

返還金回収事務処理費	2,038 百万円	(1,512百万円)
------------	-----------	------------

延滞者等に対する債権回収業務の民間委託の拡大や、訴訟等の法的処理の早期化、返還相談体制強化のためのコールセンターの設置などの返還金回収強化を実施。

返還者に対する定期請求など大量定型的業務の外部委託。

返還の手引きやリレー口座加入申込書など返還手続きに必要な各種書類の作成。

電子計算機開発運用経費	1,447 百万円	(932百万円)
-------------	-----------	----------

奨学生の貸与や返還に関する情報の管理や、回収強化に必要な情報管理・通信機能の強化。データ入力等の外部委託。

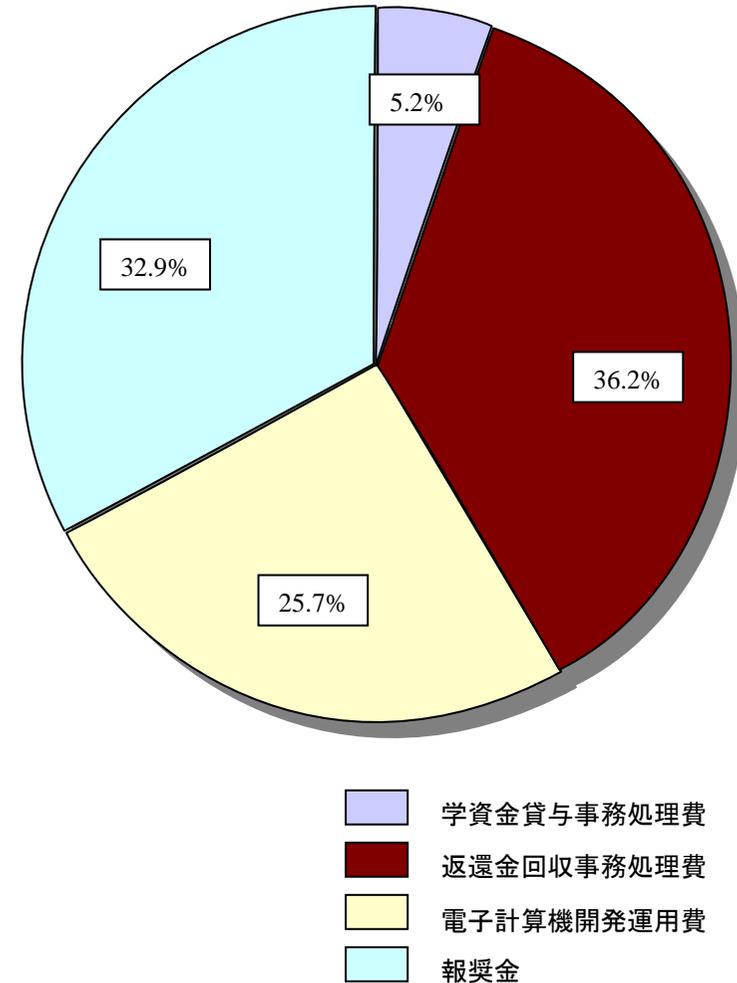
報奨金	1,853 百万円	(1,853百万円)
-----	-----------	------------

無利子奨学金の返還者が未返還額の全部繰上返還した場合にその返還者に支払う報奨金。(なお、平成16年度以前の採用者が対象。平成17年度以降の採用者は制度廃止により該当しない。)

合 計	5,634 百万円	(4,577百万円)
-----	-----------	------------

(参考)

人件費(奨学事務関係)	1,458 百万円 [165人]	(1,471百万円) [167人]
-------------	---------------------	----------------------



# 奨学金事業の回収状況

奨学金事業は、学生等から返還された奨学金を再度原資として活用する貸与制で実施しており、延滞の増加の抑制と延滞債権の抜本的回収強化を図っている。

→貸与残高が5兆円を超える中、リスク管理債権の割合は4%台で漸減

## ◎リスク管理債権(返還期日を3ヶ月以上延滞している債権)の総貸付金残高に占める割合の推移

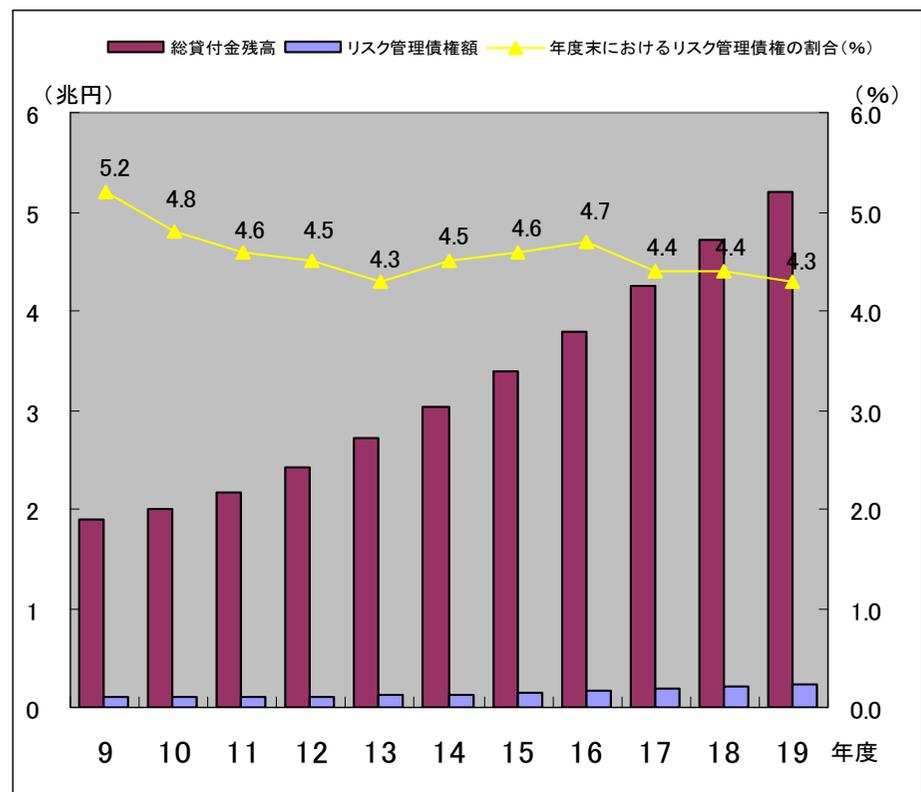
◆総貸付金残高は増加しているが、リスク管理債権の割合は減少傾向

※2,253億円のリスク管理債権のうち、返還期日がきているのは645億円。

また、2,007億円は、旧育英会時代の債権である。

総貸付金残高: (H9) 18,946億円 → (H19) 52,010億円 [2.7倍]

リスク管理債権額の割合: (H9) 5.2% → (H19) 4.3%  
(980億円) (2,253億円)



## ◎回収不能債権の補てん

自己破産等による資力喪失や行方不明のため、回収不能となった債権の補てん。

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
9.1億円	8.8億円	15.3億円	17.8億円

## ◎最近5年間の回収率

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
要回収額	2,048億円	2,297億円	2,575億円	2,855億円	3,175億円
うち回収額	1,608億円	1,790億円	2,013億円	2,240億円	2,515億円
要回収額に係る回収率	78.5%	77.9%	78.2%	78.5%	79.2%

(注) 要回収額は、当該年度中に回収すべき額(当該年度に新たに返還期日が到来した額と過年度の未回収額の合計)である。

## ◎新規返還者の最近5年間の回収率

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
新規返還者の回収率	92.2%	93.4%	93.8%	93.7%	94.7%

# これまでの取組と効果

## 1. 延滞者に対する早期の対応

- ◆ 原則として延滞1年以上の全ての者に対して法的措置を前提とした督促の実施  
⇒10万人の延滞者に対し、計画的に実施中

※支払督促申立予告件数

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
4,167件	→ 10,498件	→ 35,165件	→ 27,330件(10月末現在)

- ◆ 1年未満の延滞者に対する電話督促の強化

平成17年度	平成18年度	平成19年度
1,199,074件	→ 1,301,642件	→ 1,394,686件

## 2. 民間を活用した収納・督促の強化

- ◆ 延滞者に対するコンビニ等を活用した収納方式の導入(平成20年10月実施)
- ◆ 債権回収業者への回収委託を拡充

・平成17年度: <実施> 556件、201百万円	→ <回収> 273件、75百万円
・平成18年度: <実施> 7,037件、4,437百万円	→ <回収> 1,617件、219百万円
・平成19年度: <実施> 8,231件、1,382百万円	→ <回収> 1,814件、222百万円

## 3. 住所把握の徹底

- ◆ 返還誓約書提出時(1月末)における住民票の提出を新たに義務付け  
(平成20年3月満期者から)
- ◆ 住所不明者に対する追跡調査の徹底  
郵便物が返戻となった者について、役場等への住所調査を実施

平成17年度	平成18年度	平成19年度
158,903件	→ 151,561件	→ 174,956件

## 4. 大学等との連携・強化

- ◆ 適格認定の厳格な実施
- ◆ 貸与開始時から終了時にわたる返還意識の強化・徹底
- ◆ 卒業生の延滞率の高い大学等への指導の強化

※返還説明会への機構職員の派遣

平成17年度	平成18年度	平成19年度
171校(延べ193名)	→ 229校(延べ276名)	→ 268校(延べ317名)

- ◆ 大学等に対する説明会(奨学業務連絡協議会)の実施

平成17年度	平成18年度	平成19年度
3,202名(全国7ブロック)	→ 3,142名(全国7ブロック)	→ 2,967名(全国7ブロック)

# 抜本的な回収に向けた更なる取組①

## 貸与時の取扱いに関する改善・見直し

### 有識者会議報告書における主な改善 方策の提言

○保証機能の向上のための方策  
・返還誓約書の提出時期を採用時に早期化

○学校との連携強化のための方策  
・学校別内示数の算定において延滞率の比重を高める  
・延滞率の改善が進まない学校名の公表を検討

○リレー口座加入の徹底  
・リレー口座加入時期を早期化

### 回収強化策(例)

○保証機能の向上のための方策  
・現在、貸与終了時に徴収している返還誓約書(借用証書)を平成21年度に実施する予約採用から採用時に徴収することとし、徴収もれを防止

○学校との連携強化のための方策  
・学校別内示数の算定において延滞率の比重を高めることについて検討中  
・延滞状況の改善が進まない学校名を公表することについて、公表基準や実施方法等について関係機関と協議の上、平成20年度中に具体策を決定し、平成21年度以降順次対応

○リレー口座加入時期を早期化  
・現在、返還誓約書提出時に行っているリレー口座加入手続きを、平成22年度満期者から貸与終了年度の12月末までに実施

## 抜本的な回収に向けた更なる取組②

### 返還促進のための具体的方策

#### 有識者会議報告書における主な改善方策の提言

##### ○延滞状況を早期解決するための取組み

- ・早期における督促の集中的実施
- ・住所調査の更なる徹底

##### ○民間の債権回収業者への業務委託

- ・回収効果の見込める初期延滞債権について民間委託を実施

##### ○法的措置の徹底

- ・法的措置の早期化及び延滞者全員に対する法的措置の原則実施

##### ○返還者がより返還しやすい仕組みの導入

- ・返還猶予制度の周知・改善
- ・情報システムによる利用者サービス

##### ○その他返還を促進するための方策

- ・個人信用情報機関の活用
- ・返還相談体制の抜本的強化

#### 回収強化策(例)

##### ○延滞状況を早期解決するための取組み

- ・早期における督促を集中的に実施するために、人的保証選択者については、延滞1ヶ月から6ヶ月の者を実施していた督促架電を延滞1ヶ月から3ヶ月の者へ実施するとともに、本人、連帯保証人及び保証人に対して通知又は架電を効率的に実施。機関保証加入者については、本人への架電回数を増加し督促を強化
- ・住所調査について、手作業による登録処理から、平成21年度より民間委託・機械処理へ移行し業務を効率的に実施

##### ○民間の債権回収業者への業務委託

- ・全ての初期延滞債権(延滞4ヶ月から延滞8ヶ月)は、平成21年度より民間の債権回収会社(サービサー)に回収業務を包括的に委託

##### ○法的措置の早期化及び延滞者全員に対する法的措置の原則実施

- ・現在、延滞1年以上の者を対象として法的措置を実施しているが、平成21年度より原則延滞9ヶ月以上の者全員を対象とすることで、早期化を図る
- ・既延滞者は順次計画的に実施

##### ○返還者がより返還しやすい仕組みの導入

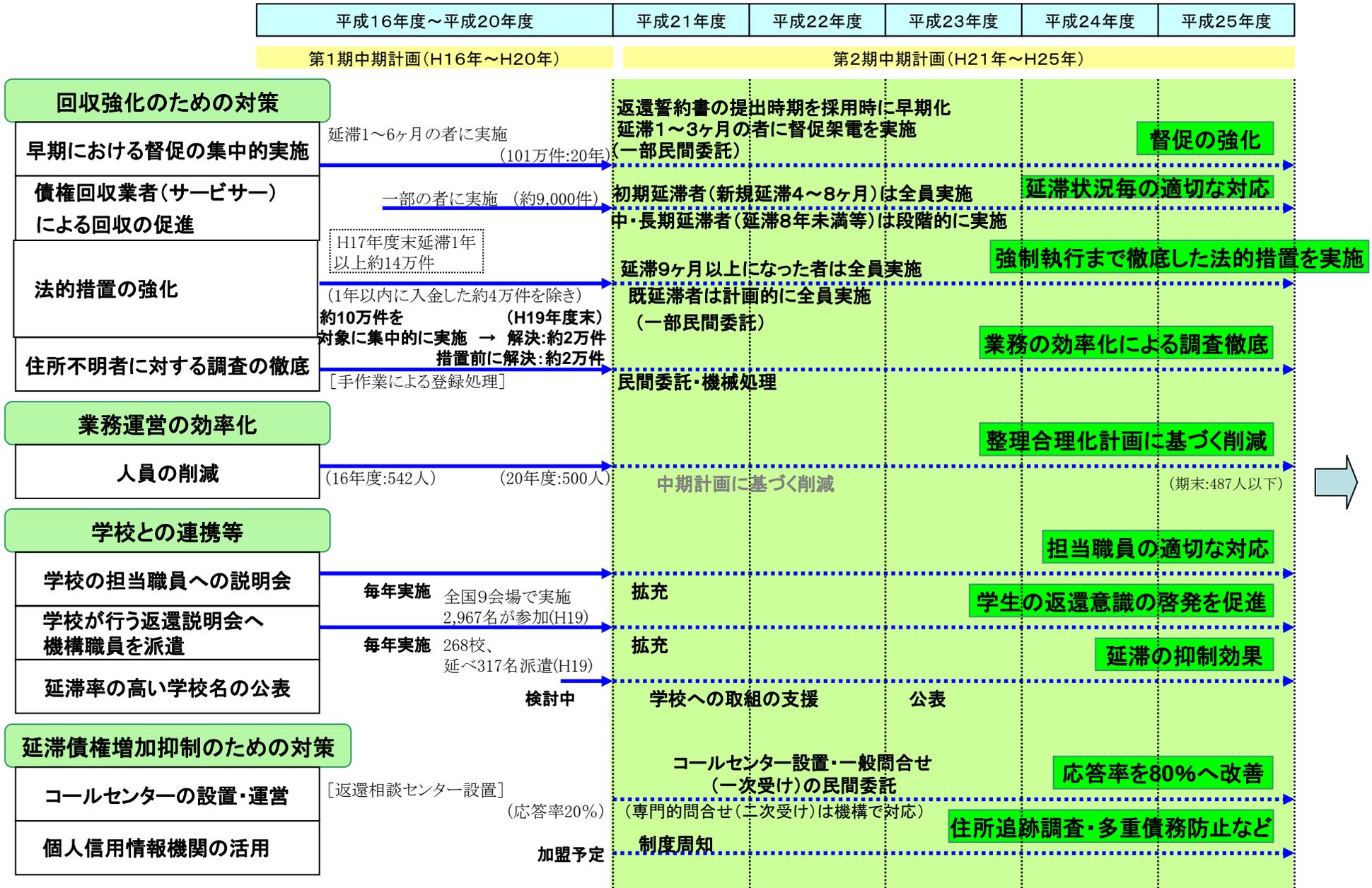
- ・在学等による返還猶予手続きについて、学校を通じて周知の徹底・改善
- ・平成22年度から返還者が自らの債務状況を電子的に照会できるようにする等、情報提供による利用者サービスを検討中

##### ○その他

- ・延滞者の多重債務化防止の観点から、延滞者に限って、その情報を個人信用情報機関に提供することとし、現在、加盟申請中であり、貸与中の奨学生も含め平成21年度からの活用に向けて準備中
- ・民間のコールセンターのノウハウ等を活用し、平成21年度より返還相談体制を抜本的に強化

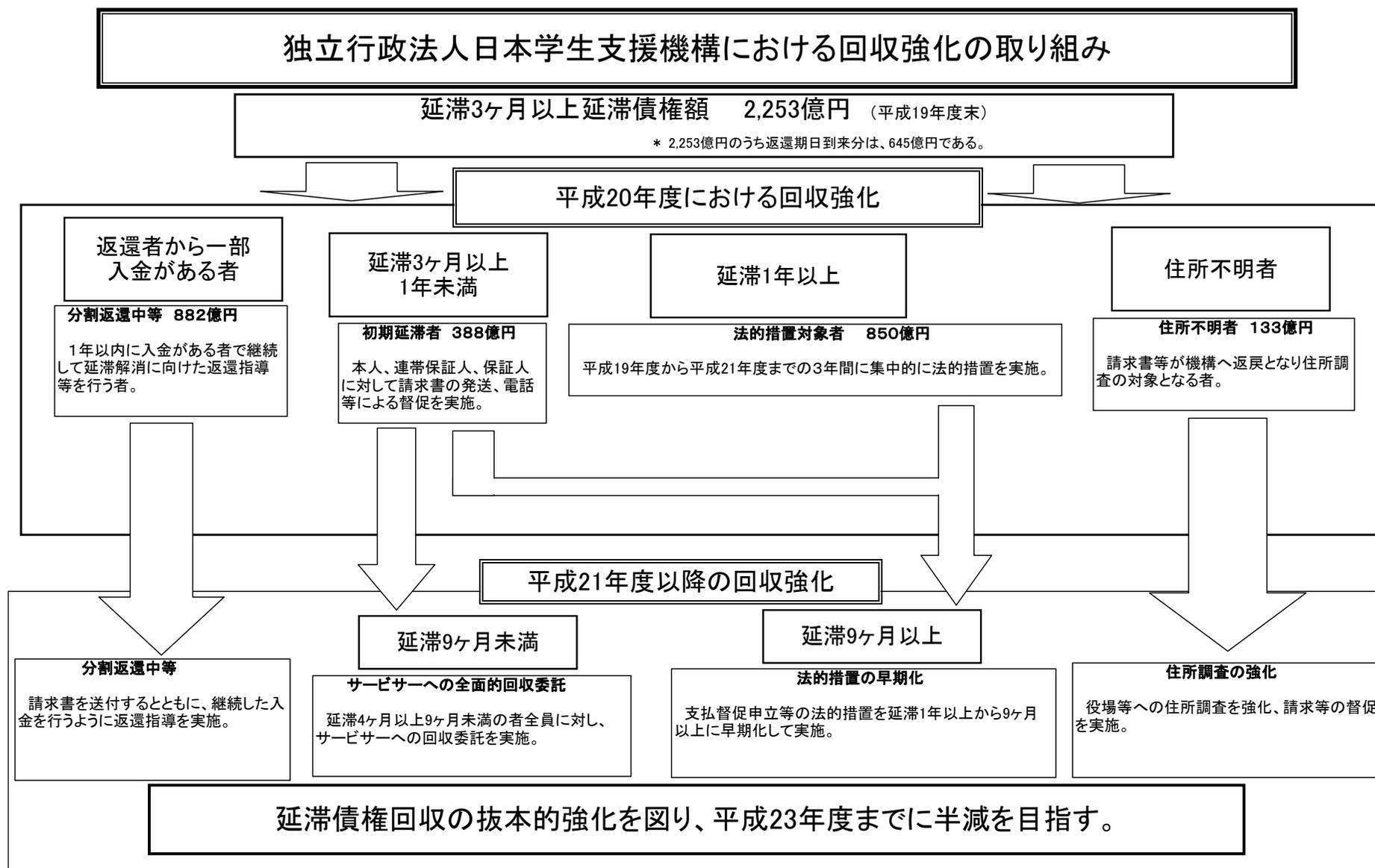
# 今後の抜本的な回収強化策

## 法人化移行後の返還促進のための主な対応について



延滞債権の増加抑制と回収の抜本的強化

# 奨学金の返還確保のための抜本的な対策



## 個人情報情報機関の活用

個人情報情報機関の活用については、全国銀行個人情報センターへ20年12月に加盟するとともに、現在貸与中の学生を含め21年度からの活用に向けて準備を進めている。

### 提供する情報

- ・ 日本学生支援機構からの個人情報の提供は、延滞者に限定する。

### 個人情報情報の活用

- ・ 延滞者について、個人情報情報機関側の最新住所情報を入手し、機構での住所確認に活用する。
- ・ 延滞者について、機構以外からの借用情報(奨学金以外のローン返済状況等)を入手し、多重債務に陥っている場合には、即時に法的措置に入るなど回収に活用する。
- ・ ただし、奨学金採用時の与信判断には使用しない。

---

(参考資料)

# 日本学生支援機構の概要について

## 業務の概要

### 奨学金貸与事業

- 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、奨学金の貸与を行っています。また、学生の多様なニーズに対応した奨学金制度の充実や申請手続の改善、奨学金に関する情報提供の充実、適切な回収を行い、更なるサービス向上に努めています。

### 留学生支援事業

- 留学生等に対する奨学金の給付・各種留学生交流プログラムの実施、留学生宿舍の整備、日本留学試験等による入学手続きの改善、留学に関する情報の収集・提供等を推進しています。留学生の質の確保を図るため各種事業の充実に努めていきます。

### 学生生活支援事業

- 各大学等が行う各種学生生活支援活動に資するために、学生生活支援に関する有益な活動事例等の情報を収集・分析するとともに、情報の提供を行います。また、各種研修事業等を通して大学等の学生サービスの充実を支援します。大学等のニーズをよりの確に把握して、各種事業の充実に努めていきます。

## 独立行政法人日本学生支援機構設立の概要

### 文部科学省・国立大学

【日本学生支援機構へ移管する業務】

#### 文部科学省

- 留学生への奨学金給付
- 学生関連調査・学生支援業務関連研修 など

#### 国立大学

- ※下記事業に係る共通的・基礎的業務
- 学生(含:留学生)交流・相談
- 学生支援業務関連研修 など

### 日本育英会

- 奨学金の貸与・回収
- 奨学金に対する助言・指導 など

### 留学生関係公益法人

#### (財)日本国際教育協会

- 留学生宿舍の設置・運営
- 日本留学試験
- 留学交流推進事業
- ◆日本語教育能力検定試験等
- ◆冠奨学金事業 など

#### (財)内外学生センター

- 留学生宿舍の設置・運営
- 留学交流推進事業
- ◆学生教育研究災害傷害保険等
- ◆冠奨学金事業 など

#### (財)国際学友会

- 日本語予備教育
- 留学生宿舍の設置・運営 など

#### (財)関西国際学友会

- 日本語予備教育
- 留学生宿舍の設置・運営 など

### 日本学生支援機構

※下記の学生支援業務を総合的かつ効率的・効果的に実施

#### 学生への奨学金貸与

- 奨学金の貸与・回収

#### 留学生への奨学金給付

- 私費外国人留学生学習奨励費給付事業
- 短期留学推進事業

#### 留学生交流事業

- 留学生宿舍の設置・運営
- 日本留学試験
- 日本語予備教育
- 留学生宿舍設置者に対する助成金支給
- 留学交流推進事業

#### 学生生活支援事業

- 学生生活支援業務関連研修
- 情報収集・提供事業
- 調査研究 など

### 都道府県

- 高校生に対する奨学金の貸与・回収  
(平成17年度入学者から)

### (財)日本国際教育支援協会 <(財)日本国際教育協会を改組>

- ◆学生教育研究災害傷害保険等
- ◆日本語教育能力検定試験等
- ◆留学生宿舍等の管理運営(一部業務受託)
- ◆冠奨学金事業 など

○は、機構が承継した業務、◆はそれ以外の業務

# 独法整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)を受けた取組の進捗状況①

## Ⅱ. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

### 2. 各独立行政法人について講ずべき措置

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
日本学生支援機構	事務及び事業の見直し			
	<b>【奨学金貸与事業】</b> ○延滞債権の回収率向上を図るための抜本的な対策を平成20年度中に策定することとし、所要の措置を講じる。	・機構に設置した学校関係者、学識経験者、金融関係者、法曹関係者等による「奨学金の返還促進に関する有識者会議」において、奨学金の効果的な回収方策等について検討を進め、報告書を取りまとめた(「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」平成20年6月10日)。同報告書の提言を踏まえ法的措置の徹底、民間委託の推進、延滞率の改善が進まない学校名の公表、個人情報情報機関の活用などの改善方策を今年度から順次実施するとともに、次期中期目標・中期計画(平成21年度～25年度)等に適切に反映させることとしている。(前述6～7頁参照)	○	平成20年6月 (有識者会議報告書)
	○3%の貸付上限金利について、教育政策の観点等から、見直しを検討する。	・社会経済情勢等を踏まえつつ、教育政策の観点等から見直しの検討を進める。	○	継続的に実施
	<b>【留学生支援事業】</b> ○東京国際交流館のプラザ平成の企画・管理・運営業務及び広島国際交流会館の管理・運営業務に係る民間競争入札を導入する。また、プラザ平成については、平成20年度末までに廃止も含め在り方につき結論を得る。	・プラザ平成の企画・管理・運営業務及び広島国際交流会館の管理・運営業務について、平成19年度に内閣府官民競争入札等監視委員会の審議を経て決定した実施要項を踏まえ民間競争入札を実施し、機構に設置された外部有識者からなる市場化テスト評価委員会における審査を経て落札者を決定した。平成20年4月より3年間の予定で、民間競争入札による落札者に委託している。 ・プラザ平成については、平成20年4月から実施している市場化テストの状況を分析しつつ、経費削減に努めている。平成20年度末までに廃止も含め在り方について結論を得よう検討している。	○	平成21年3月
	<b>【学生生活支援事業】</b> ○学生生活支援事業については、大学等の自主的な取組を促すため、障害のある学生の修学支援を始め、各大学等における取組が十分ではなく、公共上の見地から必要な事業内容を厳選して実施する。	・学生生活支援事業について、機構において、「各大学等における取組が十分ではなく、公共上の見地から必要な事業内容を厳選して実施する」観点を踏まえ検討を行い、平成20年度までに研修事業等の見直しを行った。また、外部有識者からなる「学生生活支援事業のあり方に係る有識者会議」を機構に設置し検討しており、その検討結果を次期中期目標・中期計画に反映させることとしている。	○	平成21年3月
<b>【市場化テストの拡大】</b> ○国際交流会館については、平成20年度に広島国際交流会館において落札者による管理・運営業務を実施することに加えて、同年度に新たに大阪第二国際交流会館において民間競争入札を実施し、21年度から落札者による管理・運営業務を実施する。これらの民間競争入札の検証結果等も踏まえ、残る11館の国際交流会館における民間競争入札を更に推進する。	・広島国際交流会館の管理・運営業務について、平成19年度に内閣府官民競争入札等監視委員会の審議を経て決定した実施要項を踏まえ民間競争入札を実施し、機構に設置された外部有識者からなる市場化テスト評価委員会における審査を経て落札者を決定した。平成20年4月より3年間の予定で、民間競争入札による落札者に委託し、経費削減に努めている。 ・大阪第二国際交流会館については、平成20年10月に内閣府官民競争入札等監視委員会の審議を経て決定した実施要項を踏まえ、今後民間競争入札を実施し、平成21年度から民間競争入札による落札者に委託するよう準備を進めている。 ・今後、落札者による業務実施状況等も踏まえつつ平成21年度以降についても段階的に、残る11館の民間競争入札を更に推進する。	○	平成21年3月 (大阪第二国際交流会館)	

# 独法整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)を受けた取組の進捗状況②

## II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項 2. 各独立行政法人について講ずべき措置

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
日本学生支援機構	組織の見直し			
	【組織体制の整備】 ○日本語教育センターの私費外国人留学生に係る学生数の半減に伴う運営体制の見直し等を行う。	・国費留学生や外国政府派遣留学生の受け入れを中心に行うとの観点から運営体制の見直し等について検討を行い、平成19年度末をもって私費留学生を多数受け入れていた専科課程の廃止を行うなど運営体制の見直しを図るとともに、これに伴う教職員定員削減を行った。	◎	平成20年3月
	【人員、組織の徹底したスリム化】 ○奨学金の回収業務をはじめとする各事業について積極的に競争入札による民間委託を推進し、その結果をも踏まえ、組織の簡素化を図るとともに、次期中期計画終了時(平成25年度)までに、現行中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。	・奨学金の回収業務に係る民間委託の推進のあり方について、機構に設置した「奨学金の返還促進に関する有識者会議」において平成20年6月に報告書を取りまとめ、これに基づき平成21年度から回収効果の見込める初期延滞債権について重点的に民間委託を実施することとしている。 (前述7頁参照) ・次期中期計画終了時(平成25年度)までに現行中期計画開始時の職員数に比べ1割程度の職員数を削減するとの観点を踏まえつつ、人員及び組織について検討し、次期中期計画に反映させることとしている。	○	平成26年3月
	運営の効率化及び自律化			
	【保有資産の見直し】 ○東京日本語教育センターについては、周辺環境や建ぺい率・容積率規制等に留意するとともに、施設の機能、地元自治体との関係、大学への進学を希望する学生を教育するという施設の性格等を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。	・東京日本語教育センターは学校教育法に基づく各種学校として所轄庁(東京都)から認可を受けた学校であり、認可基準により校地・校舎は自己所有するものとされている。この点を留意しつつ、東京日本語教育センターの学生ホールや教室・会議室等の施設については、施設の機能や性格を踏まえるとともに、近隣や地元の国際交流団体等の要望に配慮しつつ、機構において、ワーキンググループを設置して、その有効活用方策について検討を進めているところである。	○	平成21年3月
	○市谷事務所の立地や保有形態の在り方について、事業の在り方、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。	・保有形態をより具体的に想定する等、事業の在り方、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、機構において検討を進めているところである。	○	平成21年3月
	○国際交流会館について、地元自治体との密接な連携を重視するとともに、地域の国際交流拠点としての役割を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。	・国際交流会館の附属施設(会議室、体育館等)について、業務に支障のない範囲で関係機関を含む諸団体等の活動施設として広く提供するなど、地元地域との連携を重視しつつ、有効活用の方策の検討を進めており、次期中期目標・中期計画に反映させることとしている。	○	平成21年3月
○高円寺宿舎については、奨学金の貸付債権に係る貸倒引当金の財源であることを考慮しつつ、利用率、老朽化等を踏まえ、関係機関とも相談のうえ、売却を含めた資産の在り方について平成20年度中に結論を得よう検討する。	・高円寺宿舎について、奨学金の貸付債権に係る貸倒引当金の財源であることを考慮しつつ、利用率、老朽化等を踏まえ、売却を含めた資産の在り方について、機構において、プロジェクトチームを設置して、検討を進めているところである。	○	平成21年3月	